

訪問型サービスD 補助金のご案内



米子市では、多様な生活支援や介護予防事業の充実、支え合いの体制づくりに向けて、**高齢者等に対する簡易な移動支援**にご協力いただける団体等を募集しています。

対象となる事業

市内に住所を有する**要支援者等**に対し、定期的に実施する以下の移動支援サービスの提供

<内容>通院及び日常品の買物時の送迎前後の付添い支援、別団体が実施する通所型サービスや、一般介護予防事業で市の登録を受けている通いの場への送迎支援

補助額等

立上げ費用 1団体あたり**5万円**まで

運営費用 実利用者数10人以下:**5,000円**/人

実利用者数11人以上:50,000円+**10,000円**/人 (**年間上限30万円**)

< 補助の対象となる経費の例 >

利用調整に係るコーディネーター費/講師等への謝礼/ボランティア活動に対する奨励金/研修会受講料等/備品購入費/消耗品購入費/印刷費・コピー代/光熱水費/郵送料/活動用の保険料/手数料/会場使用料/機器リース料/運転講習等研修参加費等 など

▶ 対象事業者

次のいずれかに該当する団体

- 自治会及び自治会の組織内の団体
- 有志による市民団体
- ボランティア団体及び住民のボランティア活動を支援する団体
- 特定非営利活動法人 ● 社会福祉法人 ● 医療法人 など



▶ 主な手続きの流れ

事業者	①実施団体登録	・「訪問型サービスD」の実施団体として米子市の登録を受けます。
米子市	②実施団体登録決定	・登録有効期間は3年間です。(①の手続きは2年目・3年目は省略可)
事業者	③補助金交付申請	・米子市に今年度どのような内容で実施するか、計画を提出して、承認を受けます。
米子市	④補助金交付決定	・訪問型サービスDを実施するために、事前に補助金を受け取る必要がある場合は、“概算払い”により、年度の初めに受け取ることができます。
事業者	⑤実績報告	・米子市に今年度実施した内容を報告して、承認を受けます。
米子市	⑥補助額決定	・確定した補助額に基づき、補助金を請求することができます。